

議案第 5 4 号

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
別紙のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

日野町長 谷 田 淳 一

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正内容

保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことによる改正

- ・満3歳児から満4歳に満たない児童

(改正前) おおむね20人につき1人 → (改正後) おおむね15人につき1人

- ・満4歳児以上の児童

(改正前) おおむね30人につき1人 → (改正後) おおむね25人につき1人

3 附則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当面の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

日野町家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日野町家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準を定める条例(平成26年日野町条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略	(職員) 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略
(職員) 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略	(職員) 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略

(職員) 第44条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一つにつき2人を下回ることではない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略	(職員) 第44条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一つにつき2人を下回ることではない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略
(職員) 第47条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略	(職員) 第47条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日より施行する。
(経過措置)

- 2 保育士・保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当面の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、

第44条第2項・第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項・第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。